

各都道府県（方面）公安委員会委員長 警察庁乙官発第2号  
　　内 各 局 部 課 長 平成12年1月25日  
各 附 属 機 関 の 長 殿 警 察 庁 次 長  
各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警察職員の職務倫理及び服務に関する規則の施行について（依命通達）

このたび、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）が別紙のとおり制定され、1月25日に公布され、同日施行された。

この規則の制定の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

1 制定の趣旨

最近、神奈川県警察における一連の不祥事案を始め、全国において不祥事案が相次いで発生し、国民の警察に対する信頼を著しく損なったところであるが、警察が国民から負託された任務を全うし、国民の信頼にこたえるためには、警察職員一人一人が職務に係る倫理を保持し、厳正に職務を遂行する必要がある。そこで、警察庁及び各都道府県警察の全警察職員に適用される職務倫理及び服務の基準を、国家公安委員会規則として新たに定めることとしたものである。

2 規則の内容

(1) 目的（第1条関係）

第1条は、この規則の目的が、職務倫理及び服務の基準を定めることであることを明らかにしたものである。

(2) 職務倫理の保持（第2条関係）

第2条は、警察職員が保持すべき職務倫理について規定したものである。

第1項は、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持するという警察の任務が、国民から負託されたものであることから、警察職員は一般国民に比して高い倫理観を身につけるよう努め、もって、警察職員に求められる職務倫理を保持しなければならないことを規定したるものである。

第2項は、警察職員が保持すべき職務倫理の基本を定めたものである。職務倫理の基本については、「警察職員の信条」が、警察庁を含め全都道府県警察において定着していることから、おおむねこれを引用している。

なお、第2項第1号の「国家と国民に奉仕」は、「警察職員の信条」では「国家と社会に奉仕」とされていたところ、「社会」という用語が多義的で、いかなる社会を指すのか不明確であることから、本来の趣旨をより明確にするため、「国民」と改めたものである。

### (3) 服務の基準（第3条から第7条関係）

第3条から第7条までは、服務の基準について規定したものであるが、警察の職務の特殊性から他の公務員に比して特に警察職員が遵守することが求められ、かつ、基準といえるものを、特に規定したものである。

#### ア 服務の根本基準（第3条関係）

警察職員は、他の公務員同様、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことはもとより、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行しなければならないことを規定したものである。

#### イ 法令等の厳守（第4条関係）

警察職員は、法を執行する立場にあることから、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならないことを規定したるものである。

#### ウ 信用失墜行為の禁止（第5条関係）

警察がその任務を遂行するためには国民の信頼と協力が不可欠であるが、信用失墜行為は、国民の信頼を損ない協力を得難くするものであり、警察の任務の遂行を著しく阻害することから、警察職員は厳に信用失墜行為を戒めなければならないことを規定したものである。

#### エ 個人に関する情報の保護（第6条関係）

警察職員は、職務上個人に関する情報を取り扱うことが多く、これを知る機会が多いことから、職務上知り得た個人に関する情報（秘密に当たるものに限らない。）を、正当な理由なく漏らしてはならないことを規定したものである。

#### オ 職務の公正の保持（第7条関係）

警察職員は、何人からも、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる財産上の利益の供与又は供應接待を受けてはならないこと、また、職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際をしてはならないことを規定したものである。

## 3 その他

### (1) 各都道府県警察の服務に関する訓令の見直し

本規則は、警察法第5条第2項第17号に規定する「警察職員の勤務の

基準」として、職務倫理及び服務の基準を定めたものであり、全国の警察職員はこの基準に従う必要があることから、各都道府県警察においては、既存の服務に関する訓令がこの基準に沿ったものとなるよう、所要の見直しをされたい。

(2) 「警察職員の信条」の廃止

本規則第2条第2項において、既存の「警察職員の信条」の内容を一部改め、これを「職務倫理の基本」として規定したことに伴い、「「警察職員の信条」の制定について」（昭和59年8月28日付け警察庁乙務発第7号）は廃止することとするので、留意されたい。

(3) 「職務倫理の基本」の手帳へのちょう付等

本規則第2条第2項で定められた「職務倫理の基本」は、警察官等一人一人に確実に定着させる必要があることから、警察官等が常にこれを確認することができるよう、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）第3条第4項の「所轄庁の長において必要と認める事項」として記載し、又は「所轄庁の長において必要と認めるもの」として「職務倫理の基本」を記載した書面を警察手帳の恒久用紙にちょう付させること。交通巡視員手帳についても、「職務倫理の基本」を記載した書面を添付されること。

## ○國家公安委員会規則第一号

警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)  
第十三条第一項の規定に基づき、警察職員の職務  
倫理及び服務に関する規則を次のように定める。

平成十二年一月二十五日

國家公安委員会委員長 桑原 耕輔

## 警察職員の職務倫理及び服務に関する規則

## (目的)

第一条 この規則は、警察職員が保持すべき職務  
に係る倫理(以下「職務倫理」という)及び警  
察職員の服務の基準を定めることを目的とする。

## (職務倫理)

第二条 警察職員は、警察の任務が国民から負託  
されたものであることを自覚し、国民の信頼に  
こだわることができるよう、高い倫理観の涵養  
に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項と  
する。

一 持りと使命感を持つて、国家と国民に奉仕  
すること。

二 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行  
すること。

三 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強める  
こと。

四 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努  
めること。

五 健康にして、堅実な生活態度を保持する  
こと。

## (服務の根本基準)

第三条 警察職員は、全体の奉仕者として公共の  
利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に  
当たっては、不偏不党の公平中立を旨とし、  
全力を擧げてこれに専念しなければならない。

## (法令等の遵守)

第四条 警察職員は、その職務の遂行に当たって  
は、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令  
を遵守し、その権限を濫用してはならない。

## (個人失墜行為の禁止)

第五条 警察職員は、国民の信頼及び協力が警察  
の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚  
し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉  
となるような行為をしてはならない。

## (個人に関する情報の保護)

第六条 警察職員は、職務上個人に関する情報の  
取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、  
職務上知り得た個人に関する情報を漏らしては  
ならない。

## (職務の公正の保持)

第七条 警察職員は、職務上支障を及ぼすおそれ  
があると認められる金銭、物品その他の財産上  
の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職  
務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われ  
るような方法で交際してはならない。

この規則は、公布の日から施行する。

附 则